

アスリート委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という）アスリート委員会（以下「本員会」という）の運営について定める。本協会のハンドボールのアスリートに権利権益の保護が図られるよう適正な支援に資する活動の推進、およびアスリートの立場による意見を本協会のアスリート活動に反映することを目的とする。

(事業)

第2条 本委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- ①クリーンなアスリートを守り、支援する活動に関する事
- ②アスリートの立場による意見を理事会に提示すること
- ③アスリートの権利権益に保護が図られるように支援に資する活動を展開すること
- ④国際オリンピック委員会、アジア・オリンピック評議会、各国、地域オリンピック委員会等への各アスリート委員会等との連携及び連絡調整に関する事
- ⑤その他関連する事業に関する事

(委員)

第3条 委員会は、自薦と他薦による候補者の中から選任される。本委員会は任期満了の3か月前までに担当理事と委員長により候補者を選定し、理事会に付議し理事会にて選任される。

(構成)

第4条 委員の構成は、10名程度とし以下に定めることを原則とする

- ①担当理事
- ②委員長
- ③現役を含む代表チーム経験者 男女各1名以上
- ④日本リーグ加盟チーム登録選手 男女各1名以上
- ⑤現役を引退したトップレベルの経験者 男女各1名以上
- ⑥代表チームスタッフ経験者 男女各1名以上

(委員長・副委員長)

第5条 委員長は理事会にて選任される。
委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

(2) 本員会に、副委員長および必要に応じて役員を設置し、それぞれ委員の互選とする。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ担当理事が指名する委員がこれを代行する。

(委員会)

第6条 委員会は委員長により適宜招集され、委員の過半数の出席にて成立し、その過半数にて決議する。

- (2) 委員会は対面式及びリモート形式による直接的な対話形式原則とする。緊急を要する場合には、委員長が案件を電子文書等により委員会に付議し決定することができる。但しその場合には、次の委員会で委員長が報告しなければならない。
- (3) 委員会は、本協会へ具体的な提案を図るため、本協会業務執行理事と年1回以上意見交換の機会を設けるほか、本委員会担当理事は、理事会にて本委員会の活動について報告する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、本協会の理事会の決議を経て行う。

附則

- 1. この規程は令和3年4月1日から施行する
- 2. 令和4年4月1日一部改訂